

木更津市の区域の水道料金、加入負担金、手数料の一覧

(令和2年4月1日現在)

1. 水道料金

(1) 一般用 (税込)

メーターの口径	基本料金	水量料金 (1 m ³ につき)
20mm以下	1,980円	1~20m ³ … 104円50銭
25mm	4,290円	21~60m ³ … 225円50銭
30mm	5,940円	61~100m ³ … 286円
40mm	10,450円	101~300m ³ … 363円
50mm	17,050円	301~600m ³ … 423円50銭
75mm	24,200円	601~1,000m ³ … 484円
100mm	58,300円	1,001m ³ 以上 … 517円
125mm	71,500円	
150mm	88,000円	
200mm以上	129,800円	

水道料金は、2ヶ月ごとの請求となり、基本料金と水量料金を合算した金額で請求させていただきます。

(2) 浴場営業用 (税込)

基本料金	水量料金 (1 m ³ につき)
9,900円 (200m ³ までの水量を含む。)	201~500m ³ … 110円 501m ³ 以上 … 143円

水道料金は、2ヶ月ごとの請求となり、基本料金と水量料金を合算した金額で請求させていただきます。

(3) 臨時用 (税込)

水量	水量料金
1m ³ につき	550円

2. 加入負担金

給水装置工事のうち、新たに水道を敷設する工事や給水能力を増やす工事をする際に、加入負担金をいただいております。金額は市域にかかわらず一律です。

(税込)

給水管の口径	負担金額
13mm	110,000円
20mm	297,000円
25mm	506,000円
30mm	770,000円
40mm	1,540,000円
50mm	2,750,000円
65mm	5,170,000円
75mm	7,370,000円
100mm	15,400,000円
125mm	26,400,000円
150mm	41,800,000円
200mm	85,800,000円
250mm	151,800,000円
300mm	240,900,000円

3. 手数料

水道の開栓や閉栓、工事の申請手続き等をする際に、手数料をいただいております。金額は市域にかかわらず一律です。

区分	額
給水工事申請手数料	水道メーター1個につき 4,000円 (非課税)
指定給水装置工事事業者を指定するとき	1件につき 50,000円 (非課税)
水道の使用を開始するとき	1件につき 550円 (税込)
水道の使用を中止するとき	1件につき 550円 (税込)